ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

3　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑷、⑸　第１号３⑴、⑶、⑷、⑸に同じ

⑵　総合評価の方法

①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画」

㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ

⑤　②㋐の「現場施工の工程管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、優（30点）、良（15点）、可（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、優（30点）、良（15点）、可（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は不適切である場合は欠格とする。

4　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ

開札は、平成22年２月18日（木）15時30分関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　第１号５に同じ

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the North Chiba road Manzaki bridge upper part construction.

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年12月４日

支出負担行為担当官

北海道防衛局長　土居　隆彦

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　01

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　旭川㉑庁舎新設等建築その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道旭川市

⑷　工事内容

ア　建築工事

・庁舎新設（一部仕上げ工事及び車寄せ部分を除く）

構造　鉄筋コンクリート造３階建て

規模　建物延べ面積約6,130㎡

・局舎増設

構造　鉄筋コンクリート造２階建て

規模　建物延べ面積約570㎡

・鉄塔新設

鉄骨造、Ｈ＝30ｍ×２基

・既設建物解体（木造平屋建て、３棟）

建物番号＃２建物解体（建物延べ面積約24㎡附帯設備工事含む）、建物番号＃47建物解体（建物延べ面積約５㎡）、建物番号＃66建物解体（建物延べ面積約88㎡）

イ　土木工事

・既設庁舎の屋外給排水管切り回し工事

・局舎増設に伴う附帯土木工事及び既設屋外給排水管、既設暖房ダクトの切り回し工事

⑸　工期　平成24年１月31日まで。ただし、鉄塔新設は平成22年７月30日及び局舎増設は平成22年11月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,300㎥、鉄筋　約460ｔ、鉄骨　約20ｔ、板ガラス　約580㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては北海道防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年12月４日付北海道防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から建築一式工事に係る特定建設工事共同企業体として資格認定通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北海道防衛局に競争参加を希望していること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）

⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項審査数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項審査数値欄の点数）が、990点以上であること。

⑷　単体又は代表者は、平成６年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の３階建て以上で延べ面積6,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ面積4,000㎡以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日から平成19年７月31日までに完成した旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）の発注した工事に係るものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（施本建第220号（ＣＣＰ）。13.12.19）に基づく施工成績評定通知書、平成19年８月１日以降に完成した地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、「工事成績評定要領について（通知）」「経施第4404号。21. 3.31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成６年度以降に、上記⑷に掲げる元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の３階建て以上で延べ面積6,000㎡以上の新設建築工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。